

SAFE TABLE STATEMENT
～国産チキンの安全・健やか宣言～
ガイドライン



国産チキンの安全・健やか宣言

**SAFE TABLE
STATEMENT**

目次

1	はじめに.....	- 1 -
1-1	プロジェクト立ち上げの背景.....	- 1 -
1-2	プロジェクト概要.....	- 3 -
1-3	国産チキンの安全・健やか宣言のねらい.....	- 5 -
1-4	プロジェクトに参加するメリット.....	- 7 -
2	衛生管理の取組.....	- 8 -
2-1	肉用鶏生産農場での取組項目.....	- 8 -
2-2	食鳥処理場での取組項目.....	- 12 -
3	登録の流れ.....	- 14 -
3-1	宣言の掲載イメージ.....	- 14 -
3-2	本ガイドラインの対象.....	- 16 -
3-3	宣言パターン.....	- 17 -
3-4	登録手順.....	- 19 -
4	宣言の作成.....	- 20 -
4-1	宣言の基本構成.....	- 21 -
4-2	衛生管理の取組.....	- 22 -
4-3	「こだわりの取組」について.....	- 24 -
4-4	「こだわりの取組」で避けるべき表現.....	- 26 -
5	フォローアップについて.....	- 28 -
5-1	フォローアップとは.....	- 28 -
5-2	フォローアップ内容の登録手順.....	- 29 -
6	宣言作成時の注意点.....	- 30 -
6-1	記入例と注意点.....	- 30 -
6-2	宣言内容を変更したい時.....	- 33 -
6-3	宣言を取り下げたい時.....	- 34 -
7	参考情報.....	- 35 -
	【別添】チェックシート.....	- 36 -
	【別添】各宣言パターン別の記載例.....	- 48 -

1 はじめに

1-1 プロジェクト立ち上げの背景

食品の安全性を確保するには、食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある有害微生物について、科学的根拠に基づいたリスク管理等に取り組むとともに、正確な情報提供を通じて消費者の食品に対する信頼確保を図ることが重要です。

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置付けが5類感染症に見直され、社会経済活動が平常化に向かう中で、特に、カンピロバクター食中毒の発生事案はコロナ禍前の水準に戻りつつあり、飲食店等において、生や加熱不十分な鶏肉の喫食による食中毒が依然として発生しています。

食中毒の発生は、消費者に健康被害が生じるばかりでなく、原因と疑われる食品の消費減少にもつながることから、農林水産業や食品産業にも経済的な影響が及ぶおそれがあります。

鶏肉は動物性たんぱく質の中でも比較的安価で経済状況に左右されにくい食材であり、健康志向や低価格指向の高まりを受けて需要が伸び、国民生活に欠かせない食材です。鶏肉を原因とした食中毒の発生による健康被害や経済的な影響を減らせるように、生産から消費に至るまでの必要な段階（以下「フードチェーン」という。）において、より一層衛生管理を向上させることが必要となります。このため、農林水産省は、令和6年9月に「肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会」を立ち上げて検討を行いました。

鶏肉のカンピロバクターについては、現時点においては、法的拘束力を伴う措置はなく、設けられる見込みもありません。同検討会の中では、“フードチェーンに携わる関係者一人一人が食品の安全性の確保に果たす役割を担い、理解を深め、それに対して行動を実践していくこと”が重要だとされました。そして消費者が、生産者・事業者等の取組を社会的規範として受け止め、その取り組みに関心を寄せ、食品の安全性確保に一層取り組む食材・商品等を選択する機会を増やしていけば、食品事業者がそれに応えていこうとする環境が整うことが期待されます。

消費者の行動の進化と事業者の取組の相乗効果により、食品の安全性への取組や応援が全国的な推進活動へと広がり、社会的な衛生意識の高まりとして展開していくことを目指します。

カンピロバクターは、水や土壌などの環境中に広く存在し、多くの家畜・家きん、野鳥等の動物の腸管内に定着していますが、家畜や家きんの生産性には影響を及ぼさないと考えられています。

農場においては、日常の飼養衛生管理をしっかりと行った上で、農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぐことが重要です。食鳥処理場においては、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行い、衛生管理を「見える化」することが重要です。

そこで、フードチェーンの上流に位置する肉用鶏生産農場及び食鳥処理事業者（以下「事業者」という。）を対象として、カンピロバクターをはじめとした食中毒の原因となりうる有害微生物対策に取り組んでいる事業者等が評価・選択されることを目指し、“SAFE TABLE STATEMENT～国産チキンの安全・健やか宣言～プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）”を立ち上げました。プロジェクト名は、「おいしさと安全をテーブルに届ける誓い」という意味と、生産者や食鳥処理事業者の「自分たちが生産・食鳥処理した安全性の高い国産チキンの消費を通じ、消費者が健やかな食生活を送ってほしい」という願いを込めて名付けました。

おいしさと安全をテーブルに届けるために、「国産チキンの安全・健やか宣言（略称：あんすこ宣言）」を主軸に展開していきます。



? カンピロバクターって何？



カンピロバクター食中毒とは、カンピロバクターに汚染された生あるいは加熱不十分な鶏肉などを食べることによって、人に腹痛、下痢、おう吐などの症状を起こす病気です。

潜伏期間は1～7日間と比較的長く、数百個程度と、比較的少ない菌量でも感染します。予後は一般的に良好ですが、感染から数週間後に、手足や顔面のまひなどを起こす「ギラン・バレー症候群」を発症することがあると言われています。

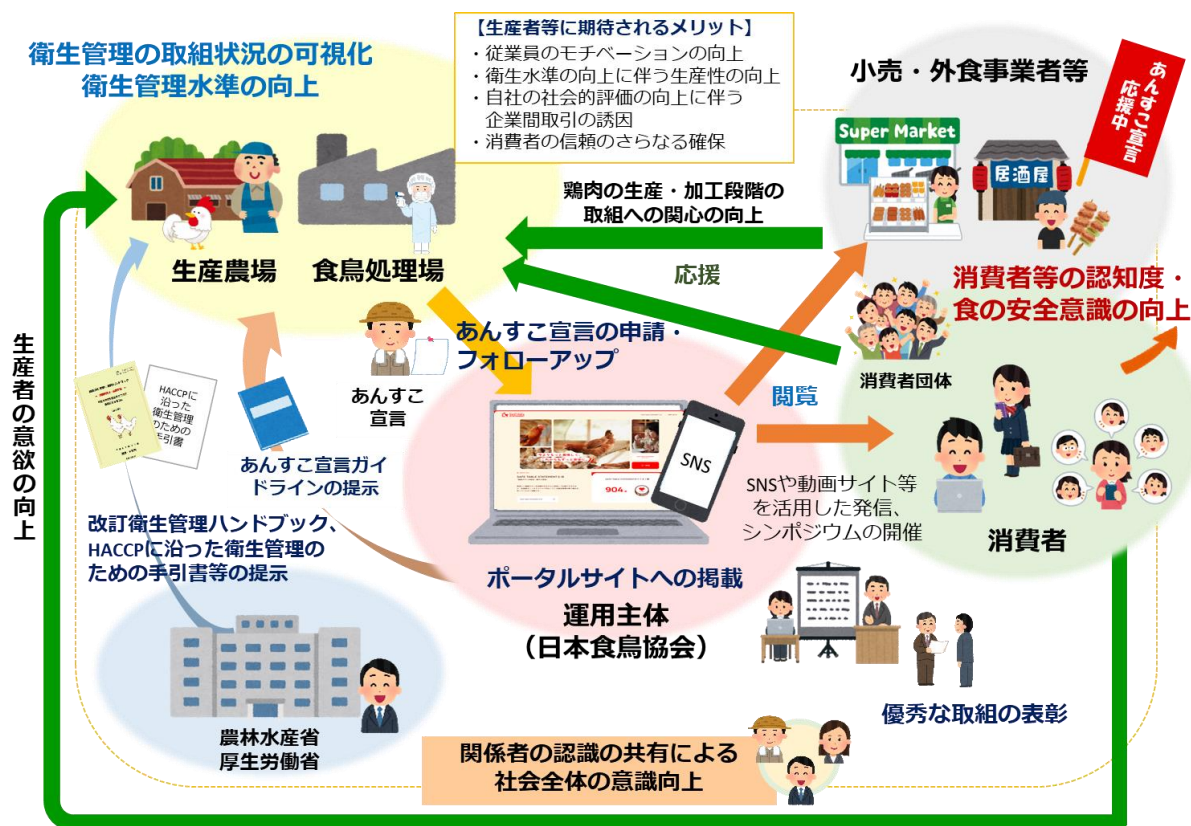
カンピロバクターは牛や豚、鶏、野生動物などの腸の中にいる細菌で、空気、乾燥、熱に弱く、加熱調理（中心温度75度、1分間以上）で死滅します。



画像出典：食品安全委員会

1-2 プロジェクト概要

本プロジェクトでは、事業者の取組と消費者の行動の進化の相乗効果を目指しており、全体イメージは下図のようになっています。



➤ 国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）

プロジェクトに宣言メンバーとして参加する事業者は、事業者の衛生管理に係る自主的な取組を宣言する、国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）を作成します。

本ガイドラインは、プロジェクトにおいて、事業者から消費者に向けて発信される情報が科学的な知見に基づくものとなるよう、宣言の作成に必要な情報をとりまとめたものです。



➤ 応援サポーター

応援サポーターは、プロジェクトの趣旨に賛同し、応援を表明する企業・団体等です。まずはプロジェクトを盛り上げ、社会でのプロジェクトの認知度を高めることを目標として、卸・小売・外食事業者や消費者団体・学術団体等を対象に応援サポーターを募ります。



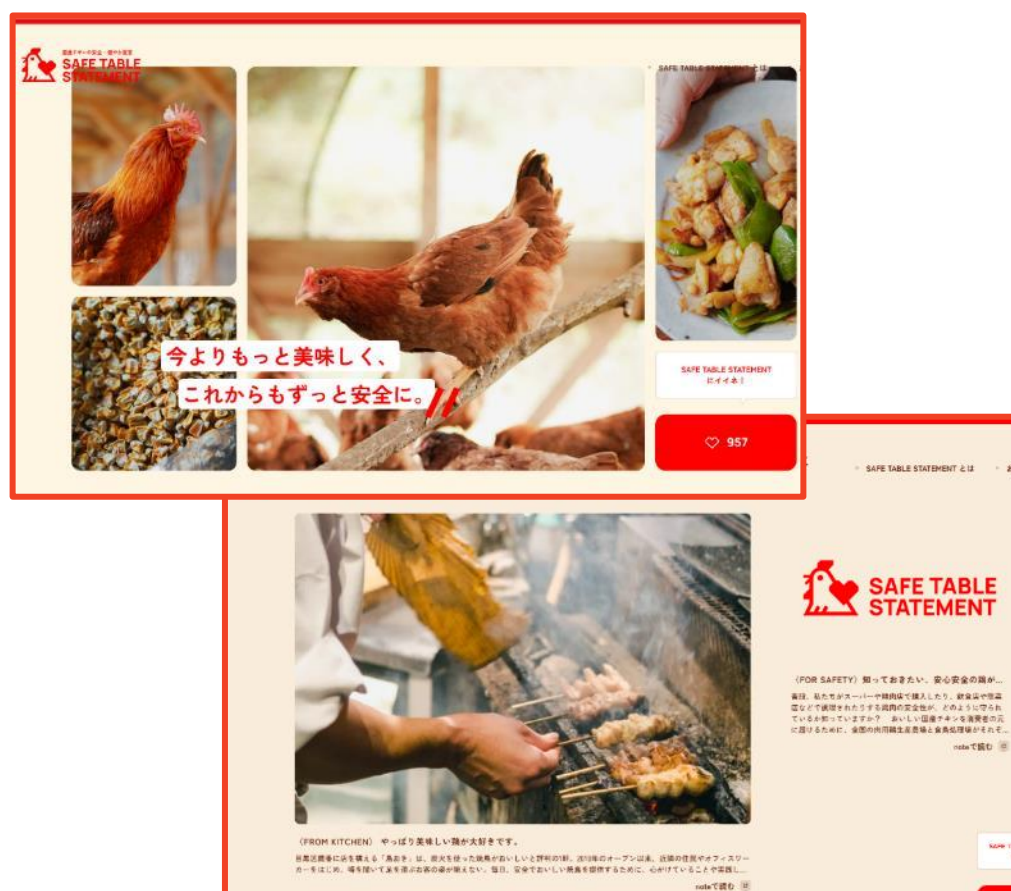
応援サポーターについては、「国産チキンの安全・健やか宣言 応援サポーター募集要領」をご覧ください。

なお、プロジェクトの第二段階としては、本ガイドラインで対象としている「フードチェーンの上流に位置する肉用鶏生産農場及び食鳥処理事業者」から拡大して、「フードチェーンの中流から下流に位置する事業者」を含むことを構想しています。その際は、応援サポーター中から、新たなあんすこ宣言が誕生することになります。

▶ ポータルサイト

ポータルサイトには、事業者が作成したあんすこ宣言を掲載します。また、応援サポーターの一覧も掲載します。

消費者の方に、本プロジェクトにおける取組に関心を持っていただき、食品の安全性確保に一層取り組む食材・商品等を選択してもらえよう、メディアプラットフォーム（note）等を活用した情報発信も行っていきます。



1-3 国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）のねらい

SAFE TABLE STATEMENT プロジェクトについて、プロジェクトポータルサイトでは以下のように紹介しています。

今よりもずっと美味しく、これからもずっと安全に。

美味しい国産チキンをみなさんのテーブルに安定してお届けするために、生産者がこつこつコツコツ行っている衛生管理の取組を知っていただく活動です。

プロジェクトの主軸となるのが「国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）」です。この宣言は、外部からは見ることができない部分で、日々、事業者が取り組んでいる衛生管理に関する取り組みをまとめ、情報発信するためのツールです。

沢山の「国産チキンの安全・健やか宣言」を集め、以下の3つの目的の実現を目指します。



➤ **国産チキンの衛生管理をより一層高める**

生産者・食鳥処理事業者の衛生管理水準の向上

科学的根拠に基づいた衛生管理の向上を図る取組を実践することにより、生産者・食鳥処理事業者の衛生管理水準を向上させることを目指します。

他社の取組を参考とした衛生管理水準のさらなる向上

各生産者や食鳥処理事業者が取り組む衛生管理の具体的な方法やノウハウが発信されることによる生産者間の情報共有や交流の活性化につなげるとともに、優良事例を参考に自社の衛生管理を見直すことで、衛生管理水準のさらなる向上につなげることを目指します。



➤ **衛生管理の取組を、消費者のみなさまに知っていただく**

社会全体の食品安全意識の向上

生産者や食鳥処理事業者の衛生への取組が見える化することで、消費者や飲食店や小売店など食品関連事業者が、生産者などの取組に関心を持っていただくことをまず目指します。

そして、衛生管理の重要性を理解してもらい、食品の1つの付加価値として受け入れてもらうことを目指します。



➤ 持続可能な国産チキン生産を目指す

食品安全意識の定着

安全な国産チキンを、これからも安定して生産していくためには、「食品の安全性」「衛生管理の重要性」を社会全体が理解した上で、応援していく必要があります。生産者と消費者の双方が食品安全への意識を高め、安全な食品への訴求につなげることを目指します。

「国産チキンの安全・健やか宣言」で宣言する内容については、「4. 宣言の作成」で詳しく説明します。



農場では飼養衛生管理基準が義務化されています。

「国産チキンの安全・健やか宣言」の仕組みは必要？



飼養衛生管理基準は、家畜の伝染性疾病の侵入防止及び発生予防のため、家畜の所有者が遵守すべき事項が定められたものです。

「国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）」は、カンピロバクター対策に資することを念頭に、科学的根拠に基づく農場衛生管理の推進を期待するものです。生産段階におけるカンピロバクターの対策の多くは飼養衛生管理基準と共通しており、カンピロバクターを農場の衛生管理の指標として対策を行うことで農場全体の衛生管理水準が向上するとの事例も報告されています。

あんすこ宣言、飼養衛生管理の徹底により衛生水準を向上させていくだけでなく、複数農家が共同した宣言をすることで地域単位での取組が推進されることが期待される他、農場と食鳥処理場が共同した宣言をすることにより、鶏肉の安全性の向上が期待されます。

鶏肉による食中毒を低減させていくためには必要な仕組みだと、プロジェクト事務局では考えています。

1-4 プロジェクトに参加するメリット

SAFE TABLE STATEMENT プロジェクトは、プロジェクトの掲げる理念に賛同していただいた上で、「衛生管理の重要性」を理解し、実際に取組を行っている方であれば参加することが可能です。

参加にあたっては、「国産チキンの安全・健やか宣言」（あんすこ宣言）を作成する必要があり、宣言の作成を通して、以下のメリットが生まれます。

- 農場や食鳥処理場の衛生管理水準の向上に伴う生産性の向上
- 企業倫理が高まることによる従業員の意欲向上
- 自社が生産する肉用鶏や鶏肉製品のより高い信頼性の確保

また、取組への認知が進んだときに期待される二次的な効果として、生産者や食鳥処理事業者の取組が認知されることに伴う企業間取引の誘因や、自社の生産する鶏肉のブランド力の向上などのメリットが生まれることが期待されます。



インテグレーターでは一般に高い水準の衛生管理をしていますが、あんすこ宣言を行う意義はありますか？



あんすこ宣言により、自社の衛生管理への意識や食品安全に対する取組姿勢をさらに明確化することで、改めて従業員の衛生意識の向上につながることが期待されます。また、生産農場には、自社直営農場の他、委託契約農場、売買契約農場なども諸々の契約形態が存在するところであり、企業として衛生管理の取組方針を示し、飼養衛生管理を統一化することは、農場の契約形態に係わらず衛生水準が高位平準化されることが期待されるものと考えます。



食鳥処理場では HACCP に沿った衛生管理が義務化されていますが、あんすこ宣言を行う意義はありますか？



食鳥処理場によるあんすこ宣言の内容は、生産農場と連携した取組、食鳥処理場の衛生管理水準をより一層向上させる取組、製造後の製品の衛生的な取扱いを推進する取組です。HACCP に沿った衛生管理の義務化により、食鳥処理場における鶏肉の衛生的な取扱いは担保されていると考えますが、カンピロバクター食中毒の発生低減のためには、更なる自主的な取組（外部認証の取得、ハード面での対応等）により一層衛生水準を向上させるとともに、フードチェーン全体で取り組んでいく必要があります。川上である生産段階から川下の消費段階まで連携した取組である『あんすこ宣言』は、食中毒の低減に貢献するために必要な取組として、意義があると考えます。

2

衛生管理の取組

2-1 肉用鶏生産農場での取組項目

食中毒菌が自ら農場や鶏舎に入ってくることはなく、野生動物や昆虫、車、ヒトの服や靴に付着し、それらと一緒に農場に侵入します。食中毒菌が農場に侵入する経路を農場の状況にあわせて考え、侵入を防ぐ取組と鶏舎内での感染拡大を防ぐ取組が重要となります。

衛生管理の取組として宣言できる取組項目を、『鶏肉の生産衛生管理ハンドブック』（農林水産省作成）をもとに11の大項目（（1）～（11））に整理しました。

それぞれの大項目について、取組むべきポイント（中項目）は以下☑のとおりで。具体的な取組内容の例（小項目）については、別添チェックシートに示します。

大項目（1）～（10）については、各取組項目のうち、取組の優先度を「◎」で示す項目に全てチェックがつけば、その大項目を宣言に盛り込むことができます。

項目（11）については、優先度「◎」の項目の1つ以上実施している場合、宣言への盛り込みが可能です。

なお、チェックシートで示す取組に限らず、実施している取組に科学的に妥当性があり、同等の衛生水準の向上の効果が期待されると考えられる取組についても、宣言に含めていただけます。取組の内容については、必要に応じて有識者に意見照会を行います。

この11の大項目を全て実施する必要はありませんが、特に食中毒対策に有効な3つの必須項目（★マークの3項目（2）、（6）、（9））について実施している場合に、「国産チキンの安全・健やか宣言」として宣言することが可能となります。

宣言作成についての詳細は「4 宣言の作成」をご覧ください。

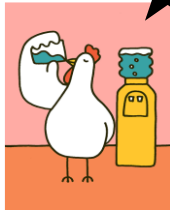


（1）導入するひなの清浄性の確保【大項目】

導入するひなが健康であることを、雛を生産する種鶏場や孵卵場を通じて確かめてください。また、ひなの輸送車や輸送箱の清浄性を担保してください。

【中項目】

- ☑ ひなを生産する種鶏場の衛生管理状況の確認
- ☑ ひなを生産する孵卵場の衛生管理状況の確認
- ☑ ひなの情報の確認
- ☑ ひなの健康状態の確認
- ☑ ひなの輸送車・輸送箱の清浄性の担保



(2)水の清浄性の確保【大項目】

カンピロバクターの重要な侵入経路の1つに、水があります。鶏に給与する水について、水源から給水設備まで、清浄性を確保してください。

【中項目】

- ☑ 清浄な水源の確保
- ☑ 給与水の清浄性の確保
- ☑ 給水設備の清浄性の確保

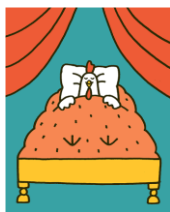


(3)飼料の清浄性の確保【大項目】

飼料も重要な侵入経路の1つです。飼料会社への飼料の品質の定期的な確認や、給餌設備の清浄性を確保してください。

【中項目】

- ☑ 飼料の品質の確保
- ☑ 給餌設備の清浄性の確保

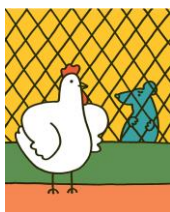


(4)敷料の安全性の確保【大項目】

敷料そのものが食中毒菌に汚染している可能性もあります。敷料の品質確認や、保管場所、飼養期間中の衛生管理を行いましょ

【中項目】

- ☑ 敷料の品質の確保
- ☑ 敷料の保管場所の清浄性の確保
- ☑ 飼養期間中の敷料の清浄性の確保



(5)鶏舎環境・施設整備による病原性微生物の侵入・まん延防止

【大項目】

農場や鶏舎への病原性微生物の侵入やまん延を防止するため、定期的な点検や清掃、除草、消毒を行いましょう。

【中項目】

- ☑ 鶏舎環境・設備の管理
- ☑ 農場の環境・設備の管理



(6) 作業者の飼養衛生管理の徹底【大項目】

農場の作業者の衛生管理の徹底は、あらゆる疾病の侵入・まん延防止対策として非常に重要なポイントです。

【中項目】

- ☑ 農場内の衛生に係る施設の整備
- ☑ 衛生区域に立ち入る際の衛生管理の徹底
- ☑ 鶏舎に立ち入る際の衛生管理の徹底
- ☑ 更衣・専用の靴の交換場所の清掃、消毒薬の定期的な交換、適切な濃度での使用等
- ☑ 作業手順の明示、作業日誌の作成
- ☑ 作業者の健康状態の把握
- ☑ 鶏舎専用器具機材の使用もしくは鶏舎に持ち込む器具・機材の徹底した洗浄・消毒の実施
- ☑ 鶏群の日齢による飼養管理順の管理



(7) 媒介昆虫・野生動物の対策【大項目】

カンピロバクターやサルモネラ、鶏の生産性に影響を与える病原微生物は、野生動物や、ハエやゴミムシダマシなどの衛生昆虫によって農場や鶏舎に持ち込まれます。媒介昆虫やねずみなどの駆除や発生源対策を確実に実施しましょう。

【中項目】

- ☑ 鶏舎内及び鶏舎周辺のねずみの点検、殺鼠剤、トラップの設置
- ☑ 鶏舎内及び鶏舎周辺の害虫駆除、殺虫剤散布、トラップの設置
- ☑ 農場周辺の草刈、除草剤など環境整備
- ☑ 農場内の整理整頓
- ☑ 鶏舎の防鳥ネットの設置、隙間、破損箇所の点検・修理
- ☑ 水だまり、飼料こぼれ、堆肥舎などの発生源対策
- ☑ 死亡鶏の衛生的な管理



(8) 出荷時の衛生対策【大項目】

出荷は、農場内への食中毒菌の新たな持ち込みやまん延のきっかけにもなります。出荷による汚染拡大を防止するための措置をしっかりと行いましょう。

【中項目】

- ☑ 出荷前のカンピロバクター保菌状況の確認
- ☑ 出荷・捕鳥業者による交差汚染防止対策の徹底
- ☑ 出荷に使用する器具・機材の徹底した消毒
- ☑ 出荷・捕鳥業者の動線管理の徹底

- ☑ 部分出荷の制限
- ☑ 食鳥処理の 12 時間前からの餌切りの実施
- ☑ 出荷・捕鳥業者の定期的な教育
- ☑ 農場単位のアールアウトの実施



【中項目】

★(9)アールアウト後の鶏舎の洗浄・消毒による清浄性の確保【大項目】

出荷後の鶏舎からの病原性微生物の持ち出しや、鶏舎内への残留を防ぐため、アールアウト後の洗浄・消毒を徹底しましょう。

- ☑ 出荷後の鶏舎設備の洗浄消毒等の徹底
- ☑ 出荷後の鶏舎の洗浄の徹底
- ☑ 洗浄後の鶏舎の消毒の徹底
- ☑ 洗浄・消毒後の鶏舎の維持管理



【中項目】

(10)堆肥舎の管理【大項目】

堆肥舎は、その保管状況により、病原性微生物の温床となる可能性があります。適切な管理を行いましょう。

- ☑ 堆肥舎の整備
- ☑ 堆肥の発酵状況及び堆肥舎の管理



【中項目】

(11)微生物モニタリング【大項目】

日常の飼養衛生管理の取組の効果を確認するためのモニタリング検査を行いましょう。

- ☑ 鶏舎の微生物モニタリング
- ☑ 鶏群の微生物モニタリング
- ☑ 飲用水の微生物管理のためのモニタリング
- ☑ 飼料の微生物モニタリング

2-2 食鳥処理場での取組項目

令和3年6月よりすべての食鳥処理場においては、HACCP に沿った衛生管理（大規模食鳥処理事業者においては HACCP に基づく衛生管理、認定小規模食鳥処理事業者においては HACCP の考え方を取り入れた衛生管理）が既に導入されています。

HACCP に沿った衛生管理の実施を前提とし、上乘せして実施している取組について、あんすこ宣言に盛り込むことのできる内容を以下の3項目に整理しました。この3項目のいずれかに該当する取組を実施していれば、宣言を行うことができます。

宣言作成についての詳細は「4 宣言の作成」をご覧ください。



(1)生産者と連携した衛生管理の取組

国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）を実施している生産者（生産農場）と連携して、食鳥処理場の衛生水準の向上に取り組んでいること。

【取組の一例】

- ・ あんすこ宣言を実施している農場において、出荷鶏群のカンピロバクターの保有状況を簡易検査キット等で把握し、陰性鶏群について優先的な処理を行い、交差汚染の防止を図る。
- ・ 食鳥処理結果を生産者及び農場管理獣医師に還元するなど、生産農場の衛生管理の向上のための積極的なフォローアップを行う。など



(2)衛生管理水準をより一層向上させる取組

カンピロバクターなど食中毒菌の低減を目的として取り組む項目について、取組方針やその取組結果などを公表すること。

【取組の一例】

- ・ 外部認証（ISO、SQF、FSCC など）を取得している。
- ・ ハード面において、カンピロバクター汚染防止に係る対応を実施している。
- ・ 認定小規模食鳥処理場において、HACCP に基づく衛生管理を実施している。
- ・ 生鳥の受入段階や、最終製品などについて、カンピロバクターに係る自主基準を設定してモニタリングを実施している。

モニタリングの結果、基準値の超過が認められた場合には改善策を講じている。

- ・ など



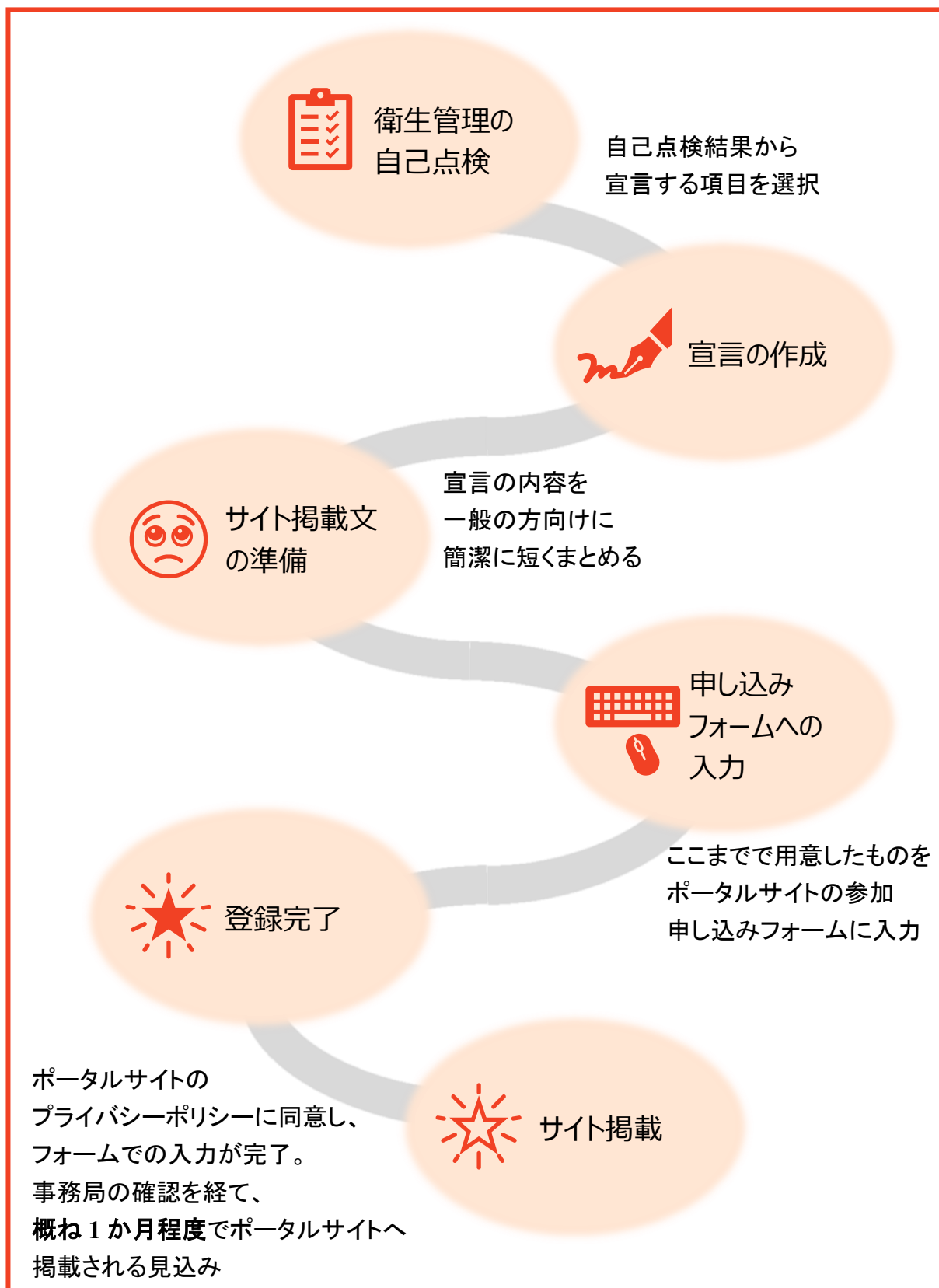
(3) 製造後の製品の衛生的な取り扱いを推進する取組

自社が製造した製品について、流通・調理・消費段階において衛生的に取扱われるための取組を講じること。

【取組の一例】

- ・ 自社が製造した製品が『加熱・加工用』である旨の情報が、仲卸事業者・小売事業者・外食産業事業者まで伝わっていることを確認している。
- ・ 自社が製造した製品の衛生的な取扱いについて、取引先との契約等で取り決めている。
- ・ 十分な加熱が必要なことが容易に伝わるよう、容器包装に炎のピクトグラムを表示している等の工夫を講じている。

など



登録までの流れの全体イメージ
(詳しくは3-4を参照)

3-2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、SAFE TABLE STATEMENT プロジェクトに宣言メンバーとして参加し、国産チキンの安全・健やか宣言を行う事業者を対象としています。対象となる事業者の詳細は次のとおりです。

- 肉用鶏の生産を業としている生産農場・農業法人
- 肉用鶏の生産を業とする複数の生産農場・農業法人が組織した生産者組合
- 食鳥処理事業者
- 肉用鶏の飼育から加工・販売までを一貫生産しているインテグレーター

上記のいずれかに該当すれば、事業規模に関わらず、宣言メンバーとしてプロジェクトに参加することが可能です。

採卵鶏として鶏を飼養している場合は、本ガイドラインの対象となりません。



認定小規模処理施設の事業者も
本ガイドラインの対象になる？



認定小規模処理施設の事業も、本ガイドラインの対象となります。
生産段階、食鳥処理段階全体の衛生水準を向上させるためには、多くの生産者や食鳥処理事業者があんすこ宣言に取り組むことが重要であり、特に小規模生産者や認定小規模食鳥処理場に参画いただくことが重要と考えています。



本ガイドラインで対象となる農場が
肉用鶏のみに限定しているのはなぜ？



カンピロバクター食中毒の主な原因は、生または加熱不十分の鶏肉の喫食によるものです。
本プロジェクトでは、生産者や食鳥処理事業者の衛生水準の向上を量り、社会全体の食品の安全意識の向上を促すことにより、鶏肉によるカンピロバクター食中毒の低減を目的としていること、我が国においては鶏肉の生産量の大半は肉用鶏（ブロイラー、地鶏、銘柄鶏）が占めることから、宣言の対象範囲を肉用鶏に限定しています。

3-3 宣言パターン

「3-2 本ガイドラインの対象」で示したように、あんすこ宣言を行う事業者として、様々な業態が想定されるため、業態ごとの宣言の形式を以下に整理しました。

なお、宣言の基本的な構成（理念、衛生管理の取組、こだわりの取組）は共通のものとなります。

宣言パターン	使用する様式・留意事項
①単独で宣言	【様式 A を使用】 個別の生産者・食鳥処理事業者が、宣言を作成し、ポータルサイトから登録。
②共同で宣言 1 (生産者組合)	【様式 A を使用】 生産者組合（団体）*として宣言する場合。 団体として宣言するにあたり、団体に所属する生産者が共同の衛生管理の取組を行うことを明文化することが望ましい。 ＝留意事項＝ 1) 所属する生産者全員の取組が必要です。生産者間で高水準の衛生管理意識が統一され、組合員による衛生管理の強化につながることが期待されます。 2) ポータルサイトの「生産農場用の申し込みフォーム」から団体名で登録。 3) 「理念」には、生産者団体としての理念を記載。 4) 「こだわりの取組」については、団体に所属する生産者が共通で行っている取組があれば記載可能です。 *生産者組合（団体）とは、農協や農事組合法人等、登記申請された団体とする。
③共同で宣言 2 (生産者と食鳥処理事業者が共同で1つの宣言を作成する場合)	【様式 B を使用】 生産から食鳥処理までを一貫して行っている者が宣言する場合。 ＝留意事項＝ 1) 生産農場と食鳥処理場の取組項目を並べて宣言を作成。 2) ポータルサイトの「生産農場用の申し込みフォーム」から登録し、備考欄に「食鳥処理場と合わせて宣言する旨」及び「食鳥処理場における取組項目名」を記載。

④共同で宣言3 (生産者組合+食鳥処理事業者) ※インテグレーターなど	【様式Bを使用】 複数の生産者(生産者組合)と食鳥処理事業者が、共同で宣言する場合。* *インテグレーターが企業として、または事業所として取組を宣言する場合はこちらに該当する。 ＝留意事項＝ 1) 企業/事業所に所属する生産者及び食鳥処理場が、同じ衛生管理の取組を行うことを明文化することが望ましい。 2) 生産農場と食鳥処理場の取組項目を並べて宣言を作成。 3) ポータルサイトの「生産農場用の申し込みフォーム」から登録し、備考欄に「食鳥処理場と合わせて宣言する旨」及び「食鳥処理場における取組項目名」を記載。
--	---



複数事業者による共同での宣言は可能？

後日、宣言に参加した構成員を変更することは可能？



複数事業者による共同での宣言は、上記の②～④のいずれかのパターンに該当すれば可能です。また、宣言に参加した構成員を変更することも可能です。ただし、宣言した内容(取組)に変更が生じる場合には、宣言を修正し、改めて更新登録してください。



インテグレーターの場合、

生産農場のみ/処理場のみで宣言を作成してもよい？



インテグレーターの場合、多数の契約生産農場や、複数の処理場が存在することから、取組内容に応じて、生産農場のみ/処理場のみで宣言を作成することも可能です。一方で、企業や事業所単位での衛生管理意識の統一により、企業/事業所全体の衛生管理の強化が期待されることから、生産農場と処理場が連携し、企業・事業所単位などで宣言することが望ましいです。

3-4 登録手順

本プロジェクトの趣旨に賛同し、あんすこ宣言を行う場合、以下の手順でポータルサイトの申し込みフォームからご登録ください。

(1) 衛生管理の自己点検

農場／処理場で取り組んでいる衛生管理の取組を自己点検してください（農場の取組は、「別添チェックシート」を参考に点検してください）。本ガイドラインで例示している科学的な根拠に基づく衛生管理と同等、もしくはそれ以上の取組を実施していれば、その内容を宣言に盛り込むことができます。もし、不足する部分があれば、日々の対策の改善をお願いします。

なお、チェックシートでは、科学的な根拠に基づく衛生管理を複数例示していますが、その全てを実施しておらずとも、宣言することが可能です。

(2) 国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）の作成

(1) で点検した内容を、宣言様式へ記入します。宣言作成については、「4 宣言の作成」を参照してください。

(3) ポータルサイト掲載文の準備

(2) で作成した宣言は、基本的にはそのまま PDF にしてポータルサイトに掲載します。ポータルサイトでは、宣言メンバーを紹介するページに宣言の内容を簡易的に掲載します。（「2-1 宣言の掲載イメージ」参照）

(2) で作成した宣言の内容を、「経営理念」75 字以内、「衛生管理の取組」150 字以内、「こだわりの取組」150 字以内にまとめてください。

また、ポータルサイトに掲載する写真も準備してください。写真は、生産者の顔写真を推奨していますが、集合写真、施設の写真、ロゴ、鶏の写真、似顔絵でも構いません。なお、ファイルサイズが 500KB 以下になるように調整してください。

(4) ポータルサイトの申し込みフォームへの入力

ポータルサイトの申し込みフォーム*に、農場名/処理場名、担当者氏名、住所、連絡先、掲載文等の情報を入力します。作成した宣言と写真を添付してください。また、宣言した取組項目について、チェックボックスに☑をしてください。

なお、ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及びご案内のみに利用します。また、申し込みフォームで[公開]がついている箇所については、公開することに同意していただく必要があります。

*申し込みフォームは農場用と食鳥処理場用の 2 種あります。共同申請の場合は、農場用のフォームから登録してください。（「3-3 宣言パターン」参照）

4 宣言の作成

事業者が日々講じている衛生対策は、事業者が発信しない限り、消費者が知ることができません。このため、消費者に知ってもらうことのきっかけとして、「国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）」を作成しましょう。

本ガイドラインは、事業者の自主性を尊重しつつ、消費者に発信するにあたって、科学的な知見に基づき、意味のある情報提供がなされることを目指しています。

適切なあんすこ宣言の条件として、次に示す項目を満たすことが必要です。

- 科学的に妥当と考えられる衛生対策であること
- 消費者に誤解を与えないものであること
- 取組内容や表現があいまい又は抽象的でないこと

これらの項目を満たさない宣言は、プロジェクトポータルサイトへ掲載することはできません。



せっかく宣言するのだから、
宣言の掲載証明などを販路拡大に活用しても良い？



本プロジェクトは、販路拡大を目的としたものではないことから、ポータルサイトへの掲載を証明する証明書類などを発行する考えはありません。

ポータルサイトへ宣言を登録する際、自社 HP の URL を入力することができますので、そこへ EC サイト等へのリンクを記載いただき、自社商品の購入へと誘導することは可能です。

4-1 宣言の基本構成

国産チキンの安全・健やか宣言は「経営理念」「衛生管理の取組」「こだわりの取組」の3項目で構成されます。

(1) 経営理念

生産者や事業者が、食品を生産・加工・流通させる上で、食品安全及び消費者の信頼確保の観点から最も大切にしている考えや信念を記載します。

(2) 衛生管理の取組

科学的に妥当と考えられる衛生対策を記載します。記載することのできる取組について、2-1 及び 2-2 にまとめました。

(3) こだわりの取組

「衛生管理の取組」に記載される取組以外で、力を入れて取り組んでいる衛生管理の取組や、消費者の信頼確保を目的とした取組に関するこだわり・想いを記載してください。

例えば、高度な技術（最新の空調管理システム等）による衛生管理や、消費者の信頼確保のためのトレーサビリティの確保の取組などがそれにあたります。

こだわりの取組については、優良誤認につながる可能性もあります。そのため、消費者に誤解を与える可能性が高く、避けるべき表現について、4-4 に例示しています。

4-2 衛生管理の取組

自主取組として宣言できる衛生管理の取組項目を、「2 衛生管理の取組」にまとめました。

(1) 肉用鶏生産農場での衛生管理の取組項目

衛生管理の取組として宣言できる取組項目を、『鶏肉の生産衛生管理ハンドブック』（農林水産省作成）をもとに2-1にまとめました。別添チェックシートを活用して、現在の取組状況の自主点検を行った上で、宣言可能な取組項目を選択し、宣言を作成してください。生産段階における優良な衛生管理の具体的な取組事例については、別途、「肉用鶏農場の衛生管理に関する事例集」（（一社）日本食鳥協会）として取りまとめて公表していますので、宣言を作成する際のご参考にしてください（URL：https://www.j-chicken.jp/business/campy-measure/pdf/case_r0605.pdf）。

11 の大項目の全てを実施・宣言する必要はありませんが、特に食中毒対策に有効な3つの必須項目（★マーク、大項目(2)水の清浄性の確保、(6)作業者の飼養衛生管理の徹底、(9)オールアウト後の鶏舎の洗浄・消毒による清浄性の確保）について実施している場合に、「国産チキンの安全・健やか宣言」として宣言することが可能となります。

なお、より多くの項目に取り組んでいただくほど、衛生水準の向上が見込まれます。また、生産者の皆様が創意工夫の上、自信をもって取り組んでいる衛生管理の具体的な方法やノウハウが、宣言を通じて発信されることで、生産者間のノウハウの交換や、業界全体の衛生水準の向上につながる事が理想です。自身の取組の振り返りのためにも、写真や図などを用いて、できるだけ具体的に記載してください。

宣言に盛り込むことができる大項目が決まったら、宣言する大項目について、各取組項目のうち取組の優先度を「◎」で示す項目に関する自社の取組状況を、別添チェックシートを用いて確認してください。また、中項目のうち取組の優先度「◎」が含まれる項目については、優先度「◎」の取組内容を1つ以上選択の上、自社における取組内容を、写真などを用いて、できるだけ具体的に記載してください。また、宣言の最後に、取組状況の確認のため、チェックシートを添付してください。

【例】(2) 水の清浄性の確保 の項目の場合

中項目「清浄な水源の確保」「給与水の清浄性の確保」「給水設備の清浄性の確保」の項目から、優先度「◎」の項目をそれぞれ選択して具体的に記載してください。

なお、別添チェックシートに示す取組に限らず、実施内容に即していない取組であっても、実施している取組に科学的に妥当性があり、同等の衛生水準の向上の効

果が期待されると考えられる取組についても、宣言に含めていただけます。このため、取組内容については、必要に応じて事務局から有識者に意見照会を行うことがあります。

(2) 食鳥処理場での取組項目

令和3年6月よりすべての食鳥処理場において、HACCP に沿った衛生管理（大規模食鳥処理事業においては HACCP に基づく衛生管理、認定小規模食鳥処理事業においては HACCP の考え方を取り入れた衛生管理）が既に導入されています。

HACCP に沿った衛生管理の実施を前提として、上乘せして実施している取組について、宣言に盛り込むことのできる内容を 2-2 に整理しました。

現在の取組状況の自主点検を行った上で、取組項目を選択し、宣言を作成してください。



農場 HACCP の認証を取得していますが、
あんすこ宣言の取組項目として認められるのでしょうか？



農場 HACCP については、生産段階において高度な衛生管理を実践し認証されるものであり、客観的にカンピロバクターの低減を含め高い衛生水準の確保と認められるものと考えます。農場 HACCP として、現状で取り組まれている内容についても、あんすこ宣言で求められる衛生管理の取組に相当するものと考えますので、本ガイドラインの取組内容と照らした上で、各項目の具体的な取組内容をご記載ください。

4-3 「こだわりの取組」について

自社として力を入れて取組んでいる「衛生管理に関する取組」及び「消費者の信頼確保を目的とした取組」について、消費者に伝えたい、自社のこだわりや想いを記載してください。写真などを交えて記載いただくと、伝わりやすいです。

一方で、あんすこ宣言は消費者に誤解を与えない内容となることが必要であり、特に優良誤認を招く表現は避ける必要があります。基本的には食品表示に係る景品表示法や食品表示法上の考え方を遵守してください。

こだわりの取組の記載例は以下のとおりです。

【記載例】

○ 最新の機材を活用した衛生管理の取組

最新の鶏舎環境整備システムを導入し、鶏舎内の空気の清浄化、温湿度管理を徹底し、疾病発生防止に努めています。

○ 水質へのこだわりの取組

日本三大清流の一つ、長良川を源流とした、私たち人間の飲用水と同じ衛生水準をクリアした水を給与して、ひなから大切に育てています。

○ トレーサビリティの確保の取組

ひなから鶏肉製品になるまで、徹底した衛生管理を行った上で、消費者のみなさまに安心して召し上がっていただけているよう、自社商品の追跡調査ができるトレーサビリティシステムを確立しています。



「衛生管理の取組」や「こだわりの取組」は、他社の取組と類似したものでも良いのでしょうか？



類似の取組でも問題ありません。

自社における具体的な取組の内容や対策の方法が伝わりやすいよう、取組状況の写真なども交えて、ガイドラインに従って宣言を作成してください。



「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に取り組んでいますが、「こだわりの取組」として認められるのでしょうか。



アニマルウェルフェアについては、国内外の議論を踏まえると、畜産業の健全の発展に重要な取組であること、消費者の理解醸成に必要な取組であることから、生産者の取組として重要な位置付けであると考えており、「こだわりの取組」に記載いただいて差し支えありません。

ただし、具体的な取組内容についても記載いただくようお願いいたします。

4-4 「こだわりの取組」で避けるべき表現

特に避けるべき表現例を以下にあげました。これ以外にも、消費者に誤解を与える表現は避けるべきであり、記載する表現については、食品表示法、景品表示法、食肉公正競争規約及び同施行規則を遵守した表現としてください。

(1) 科学的根拠無く、安全性を強調する【避けるべき表現例】

✕ 抗生物質や抗菌剤を使用することなく、より安全な鶏肉を生産

➡◎ お客さまに安心していただくために、抗生物質や合成抗菌剤を一切使用せず
に育てています

抗生物質・抗菌剤は過剰使用することなく、適切に扱うべきですが、抗生物質・
抗菌剤を使用しないことと、鶏肉の安全性は直接関係しません。

✕ 地域のフードロスを活用したエサで、これまでよりも安全な鶏肉を生産

➡◎ 環境に配慮して、輸入飼料は極力使わずに、国産飼料と地域のフードロスを
活用して、鶏のエサを調達しています。

環境に配慮した取組と食品の安全性は分けて記載する必要があります。なお、フ
ードロス等を活用される場合は、飼料の安全確保*についてもご注意ください。

*「食品循環資源利用資料（エコフィード）の安全確保について」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html>

✕ 鶏肉製品のトレーサビリティを行い、より安全な鶏肉の流通を確保

➡◎ 原材料の入荷から製品の製造、卸や店舗までの記録を管理し、万が一にも食
中毒の発生した場合には、迅速な製品回収、原因究明、改善措置に取組みま
す

トレーサビリティは、効率的かつ確実な追跡と訴求を可能にする仕組みのことで
す。トレーサビリティを実施していることと鶏肉が安全であることは直接関係しま
せん。

(2) 競争事業者又はその商品の中傷するような比較表現【避けるべき表現例】

✕ ○○社の鶏肉製品よりも力を入れた衛生管理を行い、安全面が優れています。

あんすこ宣言の趣旨に反するため、他社との比較などの表現は避けて下さい。

国産チキンの安全・健やか宣言

- ✕ 日本一の水準で衛生管理を行い、病原体フリーの鶏肉を製造しています。
最大級の表現又はこれに類する表現は行わないで下さい。
- ✕ ○○大学の教授の研究により、製品の安全性が証明されています。
根拠なく専門家が保証したとするような表現は使用しないでください。
- ✕ 安全性が評価され業界シェア No.1 の飼料を使って育てた鶏で製造しています。
根拠が明確でない情報を使用した表現は行わないでください。

5

フォローアップについて

5-1 フォローアップとは

国産チキンの安全・健やか宣言は、初回宣言後、一定期間ごと（概ね1年程度）のフォローアップを推奨します。フォローアップはあんすこ宣言の一環であり、宣言の信頼性を確保するためにも重要な工程です。

(1) フォローアップ点検

宣言した取組内容と、日々の衛生管理の取組状況を自己点検し、以下の2点について確認してください。

- 宣言した衛生管理対策が、引き続き適切に実施されているか。
- 宣言後、新たに導入した衛生管理対策があるか。

(2) 国産チキンの安全・健やか宣言のフォローアップ状況の追記

(1) で点検した内容を、宣言様式の別添へ記入することで、ポータルサイトにフォローアップ状況を掲載します。



フォローアップは必要？
一定期間ごとのフォローアップはいつまで続けるの？



フォローアップは、取組内容の信頼性を確保するために必要であり、毎年一度、自己点検を実施し、その結果を宣言に追記していくことを想定しています。



フォローアップを行わないと、
宣言の掲載は取り消されるの？



フォローアップは、あんすこ宣言の一環として、取組の信頼性を確保するためにも重要なことだと考えております。
フォローアップを実施しない場合、ポータルサイトへの宣言の掲載の取りやめについても検討いたします。

5-2 フォローアップ内容の登録手順

国産チキンの安全・健やか宣言のフォローアップ結果は、以下の手順でポータルサイトの申し込みフォームからご登録ください。

(1) 国産チキンの安全・健やか宣言の更新・フォローアップ状況の追記

「3-1 フォローアップとは」で点検した内容を、宣言様式の別添へ記入します。この時に、もとの宣言内容を修正することも可能です。修正箇所が分かるように、別添にその旨を記載してください。詳しくは「6-1 記入例と注意点」を参照してください。

(2) ポータルサイト掲載文の準備

(2) で作成した宣言は、基本的にはそのまま PDF にしてポータルサイトに掲載します。ポータルサイトでは、宣言メンバーを紹介するページに宣言の内容を簡易的に掲載します。 (掲載イメージは「3-1 宣言の掲載イメージ」参照)

(2) で更新した宣言の内容を、「理念」75 字以内、「衛生管理の取組」150 字以内、「こだわりの取組」150 字以内にまとめてください。ポータルサイトに掲載している掲載文に修正が無い場合には、新たに作成する必要はありません。

また、ポータルサイトに掲載する写真も準備してください。写真は、生産者の顔写真を推奨していますが、集合写真、施設の写真、ロゴ、鶏の写真、似顔絵でも構いません。なお、ファイルサイズが 500KB 以下になるように調整してください。ポータルサイトに掲載している写真から変更が無い場合にも、再度、データを準備してください。

(3) ポータルサイトの申し込みフォームへの入力

ポータルサイトの「参加申し込みフォーム」*で、申し込み区分の「掲載内容の更新」を選んでください。

農場名/処理場名、担当者氏名、住所、連絡先、掲載文、更新日等の情報を入力します。作成した宣言と写真を添付してください。また、宣言した取組項目について、チェックボックスに☑をしてください。掲載文に変更が無い場合は、「変更なし」と入力してください。

*「参加申し込みフォーム」は生産農場用と食鳥処理場用の 2 種あります。共同申請の場合は、農場用フォームから登録してください。 (「3-3 宣言パターン」参照)

6

宣言作成時の注意点

6-1 記入例と注意点

(1) 初回作成時の記入例と注意点

顔写真を推奨しますが、集合写真や似顔絵、鶏の写真等でもOK



国産チキンの安全・健やか宣言

宣言日（更新日）	2025 年 ● 月 ● 日（2026 年 ▲ 月 ▲ 日）
事業者名	株式会社 ● ● チキンファーム
所在地	● ● 県
飼養羽数	—
処理数	約 XXXXXXXX 羽／年間

宣言日（登録申請日）を入力。更新日は初回作成時は不要です。

おおよその飼養羽数、処理数を入力。該当しない項目には「—」を入力してください。

理 念

私たちは、株式会社 ● ● チキンファームで働くことに誇りを持ち、明るく活力のある職場を目指します。一人ひとりが鶏と向き合い、愛情をもって育て、お客様が安心して美味しく食べることができる安全な鶏肉をお届けすることを目指します。

既存の企業理念をそのまま記載して構いませんが、「食の安全」に関しての理念を必ず書き加えてください。

衛生管理の取組の方針

私たちは、健康で安全な鶏肉を生産するための飼養管理として、飼養衛生管理基準を遵に、特に以下の項目について取り組みます。

○ 鶏舎環境・施設整備による病原性微生物の侵入・まん延防止対策

✓ 鶏舎・農場環境・設備の管理

私たちは、鶏舎内に病原体が侵入するのを防ぐため、毎朝の飼養管理時に、鶏舎の壁・網や防鳥ネットに破損やすき間がないことを点検し、破損を見つけた場合は速やかに補修する。

農場及び鶏舎の周辺は、月 1 回、除草・草刈を行い、野生動物の隠れ場所を作らないいます。また、農場内は定期的に石灰散布を実施します。また、毎日、農場・鶏舎周辺室を清掃し、鶏舎出入口には幅 1m の消石灰帯を設けます。

また、農場内にペット等の愛玩動物の持ち込みや侵入を厳重に防止しています。



写真



写真

4-2 に該当する取組について記載し、適宜、写真も入れてください。取組内容は、なるべく具体的に記載してください。最後に必ず画像を圧縮してください。（画像を圧縮する方法は次ページを参照）

こだわりの取組

- 給与水の水質へのこだわり

私たちの鶏は、自然豊かな△△県で、細やかな飼養衛生管理により生み出される快適な環境のもと育てられます。

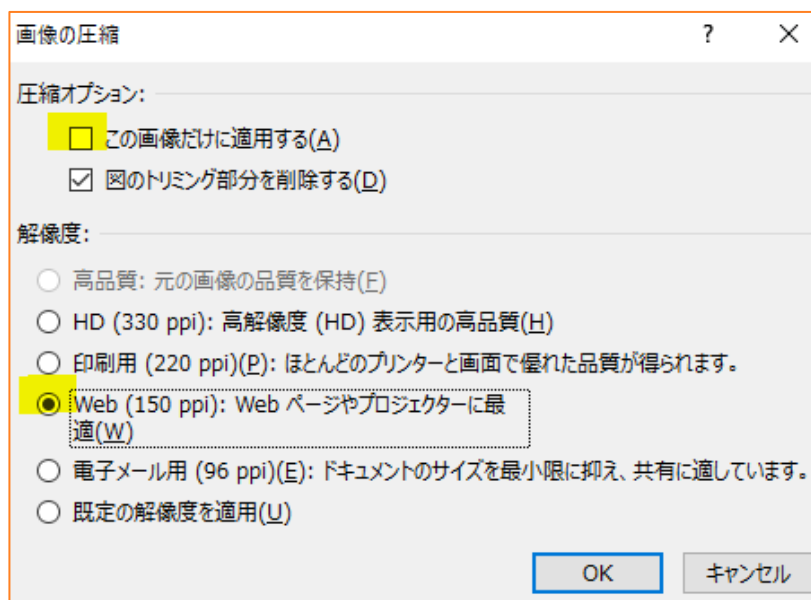
特に、給与する水は、日本三大清流の一つである〇〇川を源流としており、水道法に基づく水質検査を実施の上、鶏を生産する私たちが飲んでいる水と同じ水準の水を使用して、ひなから育てています。美味しい水と空気に囲まれて、のびのびと育っている鶏です。

写真

4-3 及び 4-4 を参照して記載してください。任意記載の項目ですので、こだわりの衛生管理の取組や、消費者の信頼確保に係る取組が特段ない場合には、記載しなくても構いません。

【写真サイズを小さく(画像を圧縮)する方法】

- 写真をクリックし、画面上部のリボンから「図の形式」をクリック
→「調整」の中にある「図の圧縮」を選択
→圧縮オプションの「この画像だけに適用する」のチェックを外す。
解像度は「Web (150ppi)」を選択
→「OK」を押して終了



※ポータルサイトの参加申し込みフォームで、アップロードできる Word ファイルのサイズは 500 KB 以下となっています。そのため、画像圧縮をしないと、フォームへのアップロード時にエラーになる可能性が高くなります。

国産チキンの安全・健やか宣言

(2) 共同申請の場合の記入例と注意点

共同申請の場合も、基本的には(1)の記入例と注意点を参照しつつ、農場と食鳥処理場の取組をそれぞれ記載してください。それぞれの宣言パターンの具体的な記載例は、【別添】宣言パターン別の記載例を参照してください。

地鶏・銘柄鶏のロゴや、鶏の写真をのせてください。



国産チキンの安全・健やか宣言

宣言日(更新日)	2025年●月●日(2026年▲月▲日)
事業者名	「●●鶏」生産者グループ
所在地	●●県
飼養羽数	約 XXXXXXX 羽/年間
処理数	約 XXXXXXX kg/年間

宣言参加メンバー

【農場】

●●鶏生産者組合

【食鳥処理場】

株式会社●●チキン、●●食鶏処理場、

共同で宣言しているメンバーを全て記載してください。メンバーの変更がある場合には、この部分を修正し、5-2の手順で宣言文を差替えてください。

(3) フォローアップの記載例と注意点

フォローアップ時は、様式の別添「フォローアップ状況」の欄に記入してください。

※以降は、宣言の定期フォローアップの際に使用します。

(別添) フォローアップ状況

・1回目フォローアップ: 2026年●月●日

2025年○月に宣言した取組について、引き続き適切に実施していることを確認した。

また、『オールアウト後の鶏舎の洗浄・消毒による清浄性の確保』については、「2回以上の消毒」としていた部分を「3回の消毒」を実施することに改め、より確実に各種の病原性微生物を殺菌できるようにした。また、2026年△月より、洗浄・消毒後の効果測定のための鶏舎のふきとり検査を実施し、効果のモニタリングを実施した。(宣言の更新)

・2回目フォローアップ: 年 月 日

フォローアップの結果、当初の宣言内容に追加して実施した内容があれば、その内容を具体的に記載してください。取組項目を増やした場合は、宣言本体を更新して、取組内容を追記するとともに、フォローアップ欄に「新たに『…』の取組を実施」のように記載してください。

6-2 宣言内容を変更したい時

掲載内容を更新したい場合、ポータルサイトの「参加申し込みフォーム」から変更内容を登録してください。

(1) 宣言の更新

初回登録時の宣言内容を、必要に応じて修正してください。新規に作成し直していただいても構いません。その際、宣言様式内の更新日に、内容を更新した日を記載してください。（「6-1 記入例と注意点」を参照）

(2) ポータル掲載分の準備

(1) で更新した宣言の内容を、「経営理念」75字以内、「衛生管理の取組」150字以内、「こだわりの取組」150字以内にまとめてください。ポータルサイトに掲載している掲載文に修正が無い場合には、新たに作成する必要はありません。

また、ポータルサイトに掲載する写真も準備してください。写真は、生産者の顔写真を推奨していますが、集合写真、施設の写真、ロゴ、鶏の写真、似顔絵でも構いません。なお、ファイルサイズが500KB以下になるように調整してください。ポータルサイトに掲載している写真から変更が無い場合にも、再度、データを準備してください。

(3) 参加申し込みフォームへの登録

申し込み区分で「掲載内容の更新」を選んでください。



申し込み区分 *

☐ 新規申し込み ☒ 掲載内容の更新

農場名/処理場名、担当者氏名、住所、連絡先、掲載文等の情報を入力します。内容を修正した宣言と写真を添付してください。また、宣言した取組項目について、チェックボックスに☑をしてください。

備考欄に「宣言内容の更新」である旨を記載してください。

6-3 宣言を取り下げたい時

ポータルサイトに掲載した宣言を取り下げたい場合、ポータルサイトの「お問い合わせフォーム」から、事務局にご連絡ください。

(1) お問い合わせフォームへの入力

氏名、メールアドレス、企業・団体名を入力し、「お問い合わせ項目」は「SAFE TABLE STATEMENT の掲載内容について」を選んでください。

お問い合わせ項目・

- ☐ SAFE TABLE STATEMENTプロジェクトについて ☐ 取材依頼について ☐ その他
☒ SAFE TABLE STATEMENTの掲載内容について ☐ 応援サポーターの掲載について

「お問い合わせ内容」欄へは、宣言を取り下げたい（掲載終了したい）旨を記載してください。その際、必ず、掲載中の宣言の団体・企業名を記載してください。

(2) 事務局による確認

第三者による不正な取り下げを避けるため、宣言登録時に入力いただいた連絡先に、事務局から取り下げ意向について確認します。確認が取れてから、ポータルサイトでの掲載を終了するため、掲載終了が完了するまでに、最初のお問い合わせから1か月程度、お時間をいただくことがあります。

7

参考情報

『鶏肉の生産衛生管理ハンドブック』農林水産省消費・安全局

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/attach/pdf/201108-6.pdf>

『HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の手引書』一般社団法人日本食鳥協会

https://www.j-chicken.jp/business/haccp/pdf/HACCP_20190322.pdf

『飼養衛生管理基準ガイドブック 鶏その他家きん編』公益社団法人中央畜産会

https://jlia.lin.gr.jp/eiseis/pdf/shiyoeiseikanrikijun_gb_tori.pdf

『肉用鶏農場の衛生管理に関する事例集』一般社団法人 日本食鳥協会

https://www.j-chicken.jp/business/campy-measure/pdf/case_r0605.pdf

別添 チェックシート

農林水産省「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック」の衛生管理の取組確認チェックシートです。各取組項目のうち、◎の小項目に全てチェックがつけば、その大項目を宣言に盛り込むことができます（大項目(11)のみ、◎の小項目のうち1つでも取り組んでいる場合、宣言に盛り込むことが可能です）。なお、チェックシートに記載される取組に限らず、実施している取組に科学的に妥当性があり、同等の衛生水準の向上の効果が期待されると考えられる取組についても、宣言に含めていただけます。

※ ★マークの項目（(2) (6) (9)）は必ず取り組んでいただきたい項目となります

(1) 導入するひなの清浄性の確保

✓ ひなを生産する種鶏場の衛生管理状況の確認		☑
◎	種鶏場に定期的なサルモネラやカンピロバクター検査の実施を求める。	
◎	種鶏場の飼養衛生管理状況や、細菌検査の結果を、定期的に確認する。	
◎	種鶏場での管理において、孵卵後のひなの汚染を減らすため、種卵は集卵後にできる限り早期に洗浄・消毒を行っていることを確認する。	
○	種鶏場における種卵の洗浄・消毒の実施に係る記録を、種鶏場から定期的に取得する。	
○	種鶏場のサルモネラ検査陰性が確認できる書面を取得する。 ※検査陰性を証明する書面の有効期限は検査日から最長1年間とする。	
●	種卵への消毒液のディッピングが確実に実施されていることを写真等の書面で確認する。	
✓ ひなを生産する孵卵場の衛生管理状況の確認		
◎	孵卵場に定期的なサルモネラやカンピロバクター検査の実施を求める。	
◎	孵卵場全体（選別場所、孵卵器、箱詰め設備等）の清掃状況を含む衛生管理状況や、細菌検査の結果を、定期的に確認する。	
◎	孵卵場において、孵卵後の孵卵器（セッター及びハッチャー）の消毒が確実に実施されていることを写真等の書面で確認する。	
○	孵卵場のサルモネラ検査陰性が確認できる書面を取得する。 ※検査陰性を証明する書面の有効期限は検査日から1年間とする	
✓ ひなの情報の確認		
◎	導入ひなの基礎となる情報（ふ化日、ワクチン接種歴など）を導入元に確認する。	
○	導入ひなの基礎となる情報（ふ化日、ワクチン接種歴など）を導入元から書	

	面で取得する。	
✓	ひなの健康状態の確認	
◎	異常ひなによる病原微生物の侵入を防止するため、到着後に動きや外見のチェック(目、へそ、嘴、足、羽毛、尻汚れの有無など)を行う。	
◎	異常ひなは他の家さんと直接接触させないよう適切に排除する。また、異常ひな及び死亡ひなの羽数や異常部位を記録する。	
○	異常ひなの情報(異常部位、割合)について、種鶏場及び孵卵場に共有し、必要に応じて改善を求める。	
●	異常ひなについて、細菌検査やウイルス検査等を実施し、病原性微生物の感染が認められた場合、種鶏場及び孵卵場に結果を伝えて、改善策を講じるよう求める。後日、実施した改善策を確認する。	
✓	ひなの輸送車・輸送箱の清浄性の担保	
◎	ひなが病原性微生物に汚染することを防ぐため、孵卵場から農場への輸送に使用する輸送車が、使用前に徹底的な洗浄消毒が行われていることについて、孵卵場に確認し、洗浄が不十分な場合は改善を求める。	
◎	孵卵場から農場への輸送にあたり、輸送箱は新品を使用すること、もしくは、十分に洗浄・消毒が行われたことを確認した輸送箱を使用することを、孵卵場に求める。	
○	ひなの輸送に使用される車や輸送箱が洗浄消毒されていることを証明する文書を、孵卵場から取得する。	

(2) 水の清浄性の確保 (★)

✓	清浄な水源の確保	☑
◎	飲用水として水道水を使用する。 水道水以外の水を使用する場合は、消毒(浄化)装置を備え、塩素等を用いた適切な消毒を行う。	
◎	水道水以外の水を使用する場合は、定期的に一般的な水質検査(色、におい、一般細菌数など)を行い、飲用水として適していることを確認した水を使用する。	
○	水質検査結果や消毒記録を保存する。	
✓	給与水の清浄性の確保	
◎	飲水消毒の効果を評価するため、飲用水の配管末端における遊離残留塩素濃度の管理基準を設定し、定期的な塩素濃度測定により、管理基準の達成状況を確認する。	
◎	雨水や汚水が飲用水に混じらないよう、配水ラインの分離管理を徹底する。	

○	定期的な遊離残留塩素濃度の測定結果を記録し、保管する。	
●	水質検査結果や消毒記録、水質検査結果に応じた改善策を公表し、実行する。	
✓ 給水設備の清浄性の確保		
【貯水槽の管理】		
◎	貯水槽の定期的な清掃を実施する。	
◎	野生動物や昆虫、またそれらの糞便による病原性微生物の侵入を防ぐため、貯水槽の蓋を設置し、日常の点検を行う。	
○	貯水槽の定期的な清掃記録、日常の点検記録を保管する。	
【給水パイプの管理】		
◎	オールアウト期間中に、鶏舎の給水パイプと貯水槽の水を完全に抜き、給水パイプの洗浄、漬け置き消毒を行う。	
◎	生菌剤や栄養剤などを飲水に添加する器機があれば、給水パイプと同様に、洗浄・漬け置き消毒を行う。	
○	給水パイプ内のバイオフィルムを除去するため、適切な消毒薬等(塩素やクエン酸等)を用いて、十分な消毒を行う。	
○	給水パイプの管理に係る点検記録及び点検・消毒結果を保管する。	
●	給水パイプの洗浄・消毒後の効果を確認するため、入雛前にパイプ内の拭き取り検査等による細菌モニタリング検査を行う。	
【ドリンカーの管理】		
◎	鶏の糞便が飲用水に混ざることを防ぐため、日々の清掃によりドリンカーの清浄性を確保する。	
○	可能な限り水が溜まりにくい形状のドリンカーを選択する(受け皿のないニップルドリンカーなど)。	

(3) 飼料の清浄性の確保

✓ 飼料の品質の確保		☑
◎	飼料は定期的にサルモネラ検査が実施されている工場に由来するものを使用し、その検査結果を取得する。	
◎	購入飼料について、受け入れ時及び定期的に目視での品質確認(外観、色、品質、臭い等)を行う。	
○	飼料の製造方法や品質を、定期的に購入元の飼料会社に確認する。また、定期的に飼料の品質保証に係る衛生証明書を取得する。	
●	飼料の製造方法や品質を、定期的に購入元の飼料会社に確認する。また、定期的に飼料の品質保証に係る衛生証明書を取得する。	
✓ 給餌設備の清浄性の確保		

【飼料タンク/飼料保管庫の管理】		
◎	カビや細菌の発生を防止するため、飼料タンク及び飼料保管庫は、飼料が濡れないような構造とする。	
◎	飼料タンク及び飼料保管庫について定期的な清掃を実施する。	
◎	飼料タンクや飼料保管庫への野生動物や昆虫による病原性微生物の持ち込みを防止するため、飼料タンクの蓋や、飼料保管庫の扉がすき間なく閉まるかなど、日常的な点検を行う。	
○	飼料タンクや飼料保管庫の定期的な清掃記録及び、日常の点検記録を保管する。	
【飼料パイプラインの管理】		
◎	オールアウト期間中に、飼料パイプラインを空にする。	
●	オールアウト期間中に、飼料パイプラインを空にした上で、配管の洗浄及び消毒を行う。	
●	飼料パイプラインの洗浄・消毒記録を保管する。	
●	飼料パイプラインの洗浄・消毒後の効果を確認するため、パイプ内の拭き取り検査等による細菌モニタリング検査を行う。	
【給餌皿の管理】		
◎	残飼料にカビの発生等の異常を認めた場合、飼料を取り除いたり、給餌皿の清掃を行うなど、衛生的な管理を行う。	

(4) 敷料の清浄性の確保

✓ 敷料の品質の確保		☑
○	敷料の品質を、定期的に購入元に確認する。	
○	乾燥した敷料を利用する。	
✓ 敷料の保管場所の清浄性の確保		
◎	敷料保管場所は、敷料が濡れないような構造とする。	
◎	敷料保管場所の定期的な清掃を行う。	
◎	敷料保管場所への野生動物や昆虫の侵入・侵入防止措置を講じるとともに、日常的な点検を行う。	
○	敷料保管場所の定期的な清掃記録及び日常の点検記録を保管する。	
✓ 飼養期間中の敷料の清浄性の確保		
◎	飼養期間中、敷料は水こぼれなどにより水分が多く含まれる部分は排除するなど、適切な状態を保つ。	

(5) 鶏舎環境・施設の設備による病原性微生物の侵入・まん延防止

✓ 鶏舎環境・設備の管理		☑
◎	鶏舎の壁・天井、防鳥ネット等に破損や、隙間などがなく定期的に点検を行い、必要に応じて速やかに補修等を行う。	
◎	鶏舎周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。	
◎	鶏舎周辺や、鶏舎と更衣場所（衛生管理区域入口の更衣施設）の間など、作業者が移動する部分は定期的に消石灰散布等の消毒を行う。	
◎	飼料置場や鶏舎周辺などに飼料が散らばっていることのないよう、適宜清掃を行う。	
◎	飼料置場や給水設備、鶏舎周辺、鶏舎等施設内は常に整理整頓を行う。	
●	鶏舎周辺や、鶏舎と更衣棟間など作業者が移動する部分は、コンクリートや砂利等により舗装を行う。	
✓ 農場の環境・設備の管理		
◎	農場周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。	
◎	衛生管理区域内に愛玩動物を飼育しないこと。また、衛生管理区域内へ愛玩動物を持ち込まない。	
○	農場内は定期的に消石灰散布等の消毒を行う。	

(6) 作業者の飼養衛生管理の徹底（★）

✓ 農場内の衛生に係る施設の整備		☑
●	更衣場所にシャワーを設置し、衛生管理区域にはシャワーを浴びてから入場する。	
●	作業者からの食中毒菌の持込みやまん延を防止するため、農場または衛生管理区域内にトイレを設置し、トイレ使用前後の手指の洗浄・消毒、衣類・長靴の履き替え等を徹底する。	
✓ 衛生管理区域に立ち入る際の衛生管理の徹底		
◎	衛生管理区域の出入口に動力噴霧機などの車両消毒設備を設置し、衛生管理区域への出入りの際は徹底した車両消毒ならびに車内における交差汚染を防止するための措置を行う。	
◎	衛生管理区域に入る際は、専用の作業着への着替え、手指の洗浄・消毒、専用の靴への履き替えを行う。また、衛生管理区域に出入りする際には、手指の洗浄・消毒を行う。	
◎	衛生管理区域専用の靴は、消毒槽で漬け置き消毒を行うこと。使用後の靴は、水等で目に見える汚れを落とし、次回使うまで踏込み消毒槽に浸け置く（目安として少なくとも3分間以上）。	

◎	衛生管理区域への出入りに関する記録簿(衛生管理区域に立ち入った者の氏名及び住所又は所属、立入り年月日、目的等)を作成し、少なくとも1年間保管する。	
○	衛生管理区域に入る際は、清潔な手袋を着用する。	
✓ 鶏舎に立ち入る際の衛生管理の徹底		
◎	鶏舎に入る際は、鶏舎専用の靴に履き替える。また、鶏舎に出入りする際には、手指の洗浄・消毒を行う。	
◎	鶏舎に出入りする際の動線が交差しないよう行う。	
◎	鶏舎専用の靴は、消毒槽で漬け置き消毒を行うこと。鶏舎専用の靴の使用後は、水等で目に見える汚れを落とし、次回使うまで踏込み消毒槽に浸け置く(目安として少なくとも3分間以上)。	
○	鶏舎に入る際は、鶏舎ごとに専用の作業着への着替えを行う。	
○	鶏舎に入る際は、鶏舎ごとに専用の清潔な手袋を着用する。	
●	鶏舎入口付近に、鶏舎専用作業着への更衣と鶏舎専用の靴への履替えのための鶏舎前室(サールーム)を設ける。	
✓ 更衣・専用の靴交換場所の清掃、消毒液の定期的な交換、適切な濃度での使用等		
◎	踏込み消毒槽の消毒液が汚れていないか使用するたびに確認し、汚れていれば都度交換を行う。	
◎	長靴の履替場所や専用作業着への更衣場所については、定期的な清掃・消毒を実施する。	
◎	手指・靴底・車両消毒等に用いる消毒液は、定期的に交換を行う。	
◎	逆性石けん、ハロゲン塩(塩素系)等、カンピロバクターやサルモネラ等の食中毒菌に有効な消毒薬を使用する。また、有機物存在下や低温環境下において逆性石けんを使用する場合は、粒子径が小さい水酸化カルシウム(平均粒子径が10 μ m)を添加し、消毒液の効果の維持・増強を行う。	
◎	外気温が低い場合は、消毒薬の濃度を濃く調節したり、低温化でも効果が低減しにくい消毒薬を選ぶ。(通常、低温下では消毒薬の効果が低下する)	
○	消毒液の定期的な交換、適切な濃度での使用、車両の消毒などの実施に関する記録簿を作成し、少なくとも1年間保管する。	
●	使用前に消毒薬の効果モニタリングを行い、有効性を確認してから、有効な濃度で使用する。	
✓ 作業手順の明示、作業日誌の作成		
◎	飼養衛生管理に係る作業手順(手指や物品、施設等の消毒方法・手順、防疫のための更衣方法、持ち込む物品の取扱いなど)を文書にして、作業者が常に確認できるような場所に設置する。	
○	衛生管理区域内の作業動線、素雞の受入れ及び出荷時の衛生管理に係る手順、日常の飼養管理に係る手順、オールアウト後の鶏舎の洗浄消毒に係	

	る手順を文書にして、作業者が常に確認できるような場所に設置する。	
○	作業日誌を作成し、記録・保存する。	
✓ 作業者の健康状態の把握		
○	作業従事者の発熱や嘔吐、下痢症状が認められる場合は、衛生管理区域内への立入りを禁ずる。	
●	作業従事者の健康状態の確認のため、定期的な検便を行う。	
✓ 鶏舎専用器具機材の使用もしくは鶏舎に持ち込む器具・機材の徹底した洗浄・消毒の実施		
◎	飼養期間中に使用する器具・機材は鶏舎専用のものを事前に用意する。他の施設等で利用した器具・機材を鶏舎に持ち込む場合は、洗浄・消毒を徹底した上で持ち込む。	
●	器具・機材を鶏舎に持ち込む場合、洗浄・消毒後に拭き取り検査などを実施し、器具・機材の清浄性を確認する。	
✓ 鶏群の日齢による飼養管理順の管理		
○	飼育日齢ごとに鶏舎を分けて飼養する。	
○	鶏舎ごとに担当者を決める。複数の鶏舎を担当する場合には、若い日齢の鶏を先に管理する。さらに鶏舎ごとに設置されている専用の長靴への履き替えを徹底する。	

(7) 媒介昆虫・野生動物の対策

✓ 鶏舎内及び鶏舎周辺のねずみの点検、殺鼠剤、トラップの設置		☑
◎	鶏舎内や鶏舎周辺の殺鼠剤散布、トラップの設置等によりねずみを駆除する。	
✓ 鶏舎内及び鶏舎周辺の害虫駆除、殺虫剤散布、トラップの設置		
◎	鶏舎周辺に殺虫剤の散布やトラップ等の設置を行い、害虫を駆除する。また、空舎期間中は鶏舎内に殺虫剤の散布やトラップを設置し、害虫を駆除する。	
✓ 農場周辺の草刈、除草剤など環境整備		
◎	農場周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。 ※(5) 鶏舎環境・施設の設備による病原性微生物の侵入・まん延防止の項目と重複	
●	監視カメラやトラップにより農場周辺の環境調査を行い、野生動物の傾向を把握したうえで、電気柵やトラップの設置など、侵入防止対策を講じる。	
✓ 農場内の整理整頓		
◎	野生動物等の隠れ場所を作らないよう、衛生管理区域内は常に整理整頓を	

	行う。	
◎	鶏舎周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。 ※(5) 鶏舎環境・施設の設備による病原性微生物の侵入・まん延防止の項目と重複	
✓鶏舎の防鳥ネットの設置、隙間、破損個所の点検・修理		
◎	鶏舎の壁・天井、防鳥ネット等に破損や、隙間などがないか定期的に点検を行い、必要に応じて速やかに補修等を行う。	
○	鶏舎の窓や換気扇等の開口部にフライスクリーン(ハエ用スクリーン)を設置するなど、ハエ対策を講じる。	
●	鶏舎の窓や換気扇等の開口部にフィルターを設置する。	
✓水だまり、エサこぼれ、堆肥舎などの発生源対策		
◎	飼料置場や鶏舎周辺などに飼料が散らばっていないよう随時清掃を行う。	
◎	堆肥舎は防鳥ネットを設置し、周辺に散らばった鶏糞がないよう随時清掃を行う。	
○	農場内に水たまりを確認した場合は、埋める等の措置を講じて水たまりをなくす。	
○	野鳥のねぐら水が飼養衛生管理区域内に浸入しないような措置を講じる。	
○	農場内におけるハエの幼虫の発生場所を特定し、発生源対策を講じる(脱皮阻害剤を散布する等)。	
✓死亡鶏の衛生的な管理		
◎	野生動物や昆虫の侵入を防止するため、死亡鶏は速やかに回収し、適切に保管・処理する。	

(8) 出荷時の衛生対策

✓出荷前のカンピロバクター保菌状況の確認		☑
◎	出荷鶏群のカンピロバクターの保菌状況を簡易検査方法などにより検査する。また、出荷前検査の結果を食鳥処理場に情報提供する。	
✓出荷・捕鳥業者による交差汚染防止対策の徹底		
◎	出荷・捕鳥業者は、衛生管理区域に出入りする際、専用の作業着への更衣、専用の靴の履き替えを必ず行う。また、徹底した手指及び長靴の消毒を行う。	
◎	出荷・捕鳥業者は、鶏舎に出入りする際、鶏舎ごとに手指の洗浄・消毒を行い、専用の靴に履き替える。また、踏込み消毒槽での靴底消毒を徹底する。	
◎	出荷に使用する輸送車については、衛生管理区域への出入りの際に徹底し	

	た車両消毒が行われていることを確認する。また、車内についても徹底した清掃・消毒が行われていることを確認する。	
✓出荷に使用する器具・機材の徹底した消毒		
◎	捕鳥作業に使用する器具・機材(輸送かごを含む)は、農場に持込む前に徹底した洗浄・消毒を行う。また、捕鳥作業前に、洗浄・消毒の状況を目視で確認する。	
○	捕鳥作業に使用する器具・機材について、徹底した洗浄・消毒が行われていることについて、捕鳥業者の発行する書面等で確認する。	
✓出荷・捕鳥業者の動線管理の徹底		
◎	出荷・捕鳥業者は、作業鶏舎から農場内への病原性微生物の拡散を防止するため、交差汚染防止のための動線管理を徹底する。	
◎	やむを得ず、同一農場で同一日に出荷と入雛を行う場合、出荷と導入の時間をずらすよう計画する。交差汚染防止のため出荷と導入の動線管理を徹底する。	
✓部分出荷の制限		
◎	カンピロバクターの持ち込みを防ぐため、部分出荷(鶏舎内の鶏を複数に分けて出荷すること)は実施しない。やむを得ず、部分出荷を行う必要がある場合は、その頻度を最小限とし、部分出荷による交差汚染防止対策を徹底して実施する。	
○	部分出荷時、作業者による鶏舎内への食中毒菌の持ち込みを防ぐため、鶏舎内に入る人数を最小限とする。	
○	鶏舎の搬出箇所石に石灰等を散布し、交差汚染対策を徹底すること。	
✓食鳥処理の12時間前からの餌切りの実施		
◎	食鳥処理時の糞便による鶏肉汚染を低減するため、原則として食鳥処理の12時間前から餌の給与を中止する(餌切り)。ただし、輸送等にかかる食鳥処理場までの時間も考慮し、過度に長時間の絶食は行わないよう注意する。	
✓出荷・捕鳥業者の定期的な教育		
○	出荷・捕鳥業者に対して衛生管理に関する定期的な教育を行うよう求める。	
✓農場単位でのオールアウト		
○	鶏舎単位ではなく農場単位でのオールアウトを行う。	

(9) オールアウト後の鶏舎の洗浄・消毒による清浄性の確保 (★)

✓出荷後の鶏舎設備の洗浄消毒等の徹底		☑
◎	有機物の残留による病原性微生物の増殖を防ぐため、鶏舎の給水パイプと貯水槽の水を完全に抜き、給水パイプの洗浄、漬け置き消毒を行う。	
◎	生菌剤や栄養剤などを飲水に添加する器機があれば、給水パイプと同様に、洗浄・漬け置き消毒を行う。	
○	給水パイプ内のバイオフィルムを除去するため、適切な消毒薬等(塩素やクエン酸等)を用いて、十分な消毒を行う。	
◎	有機物の残留による病原性微生物の増殖を防ぐため、飼料パイプラインを空にする。	
●	有機物の残留による病原性微生物の増殖を防ぐため、飼料パイプラインを空にした上で、配管の洗浄及び消毒を行う。	
✓出荷後の鶏舎の洗浄の徹底		
◎	病原性微生物を増殖させないように、オールアウト後は、速やかに除糞作業を行う。	
◎	洗い残しがないよう、洗浄が丁寧に行えない配電盤や換気扇周り等は、洗浄前にホコリ落としを行う。	
◎	有機物が残留しないよう、鶏舎内の壁、天井、床を洗浄する。 鶏舎内設備(換気扇、入気口、ドリンカー、給餌器、チックガード、支柱、ワイヤー等)も洗浄漏れのないよう、十分に洗浄する。 有機物の付着ががんこな場合には、洗剤やブラシを用いて洗浄し、汚れがとれたことを確認する。	
◎	鶏舎の外壁を洗浄する。	
◎	鶏舎専用作業着への更衣、専用長靴への履き替えのための鶏舎前室(サービスルーム)が設置されている場合、それらの部屋についても有機物が残留しないよう、十分な洗浄・消毒を行う。	
◎	汚水が鶏舎に滞留しないよう、排水ラインの汚水・汚物を除去し、洗浄する。	
◎	洗浄後の消毒効果が確保されるよう、水洗後には十分に鶏舎内を乾燥する。 鶏舎前室やサービスルームが設置されている場合はそれらの部屋も十分に乾燥する。	
✓洗浄後の鶏舎の消毒の徹底		
◎	鶏舎に病原性微生物が生残しないよう、高い消毒効果が期待される方法により鶏舎内を消毒する。	

◎	鶏舎内への病原性微生物の侵入を防止するため、外壁、屋根、通路等の鶏舎外部を消毒する。	
○	鶏舎の床面のひび割れについては、セメント等での補修を要しない程度の場合、石灰乳の塗布により隙間を埋める。	
✓洗浄後の鶏舎の維持管理		
◎	消毒後の鶏舎が乾燥するよう、十分な空舎期間を設ける。	
◎	消毒後の鶏舎に病原性微生物が侵入しないよう、防鳥ネットを使用すること。また、鶏舎の出入り口の開放を最小限にする。	
◎	空舎期間中に、鶏舎の壁・床・天井のひび割れや隙間などがないか点検し、必要に応じてセメント等により速やかに補修する。	

(10) 堆肥舎の管理

✓堆肥舎の整備		☑
○	堆肥舎は耐久性、防水性の高い構造である。	
●	鶏舎と同一の衛生管理区域内に堆肥舎がある場合、病原性微生物を含む鶏糞が農場内に飛散しないよう、堆肥舎の位置が鶏舎から離れている。	
◎	野鳥等の野生動物が堆肥舎へ侵入しないよう防鳥ネットその他の設備を設置し、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合は破損箇所を修繕する。	
✓堆肥の発酵状況及び堆肥舎の管理		
◎	堆肥舎から病原性微生物を含む鶏糞や汚水が漏出しないよう、定期的な確認を行う。漏出が確認された場合には、適切に除去、清掃、消毒し、破損等を確認した場合は適切に修繕する。	
◎	堆肥舎の病原性微生物が農場内にまん延しないよう、人や物の動線管理を適切に行う。	
○	堆肥を搬出・運搬する際には、適切な飛散防止措置を講じる。	
○	堆肥中の病原性微生物が死滅するような発酵が行われていることを確認するため、堆肥用温度計を用いて発酵温度を確認する。(55 度以上が3日間以上続いていることを確認する) 堆肥を乾燥する場合は、75℃15 分以上の加熱乾燥処理が行われていることを確認する。	

(11) 微生物モニタリング

※本項目は、◎の項目について1つでも取り組めている場合、大項目として宣言することが可能

✓鶏舎の微生物モニタリング		☑
◎	鶏舎の洗浄と消毒の効果を評価するため、空舎期間中における各鶏舎のカンピロバクター、サルモネラ、一般生菌数を定期的に検査する。	
○	検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。	
○	検査結果を保存する。	
●	検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。	
✓鶏群の微生物モニタリング		
◎	鶏舎内への食中毒菌の侵入の有無を把握するため、飼養鶏群について、飼養期間中に、カンピロバクターやサルモネラの保菌状況を簡易検査方法などにより定期的に検査する。	
○	検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。	
○	検査結果を保存する。	
●	検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。	
✓飲用水の微生物管理のためのモニタリング		
◎	飲水消毒の効果を評価するため、飲用水の配管末端の残留塩素濃度の管理基準を設定し、定期的な塩素濃度測定により、管理基準の達成状況を確認する。 ※（2）水の清浄性確保の項目と重複	
○	検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。	
○	検査結果を保存する。	
●	検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。	
✓飼料の微生物モニタリング		
◎	飼料保存の衛生管理を評価するため、農場内の保管飼料のカンピロバクター、サルモネラ、一般生菌数を定期的に検査する。	
○	検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。	
○	検査結果を保存する。	
●	検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。	

別添

各宣言パターン別の記載例

3－3に示した宣言パターン別の記載例となります。宣言作成の際の参考にしてください。

(1) 単独で宣言する場合【生産農場の例】(申請様式 A)

国産チキンの安全・健やか宣言		
	宣言日(更新日)	2025 年●月●日(2026 年▲月▲日)
	事業者名	株式会社●●チキンファーム
	所在地	●●県
	飼養羽数	約 XXXXXXX 羽/年間
	処理数	—
理 念 私たちは、株式会社●●チキンファームで働くことに誇りを持ち、明るく活力のある職場を目指します。一人ひとりが鶏と向き合い、愛情をもって育て、お客様が安心して美味しく食べることができる安全な鶏肉をお届けすることを目指します。		
衛生管理の取組の方針 私たちは、健康で安全な鶏肉を生産するための飼養管理として、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、特に以下の項目について取り組みます。 ○ 鶏舎環境・施設整備による病原性微生物の侵入・まん延防止対策 ✓ 鶏舎・農場環境・設備の管理 私たちは、鶏舎内に病原体が侵入するのを防ぐため、毎日 2 回、午前と午後の見回り時に、鶏舎の壁・天井、金網や防鳥ネットに破損やすき間がないことを点検し、チェックリストを用いて点検の結果を記録しています。破損箇所等を見つけた場合は速やかに補修を行うとともに、補修の記録を残すこととしています。 鶏舎と衛生管理区域の周辺は、野生動物の隠れ場所を作らないようにするため、除草・草刈を定期的に行っています。特に夏場は雑草の成長が早いいため約 1 か月に 1 回の頻度で適宜実施しています。また、鶏舎と衛生管理区域の周辺や、衛生管理区域内の人がよく通るところは、約 2 週間に 1 回の頻度で消石灰を散布し、鶏舎出入口には幅 1m の消石灰帯を設けるようにしています。消毒効果が得られるよう、散布する量は消石灰で地面が白く覆われる程度を目安に行っています。 鶏舎外の飼料置場や給水設備、鶏舎周辺、鶏舎等施設内は常に整理整頓を心掛けており、地面に落ちた餌や水たまりなど、野生動物・野鳥や害虫等を誘引するものは速やかに適宜取り除き、衛生管理が保たれるようにしています。		
1		

 写真	 写真
---	--

(2) 共同で宣言する場合【生産者と食鳥処理事業者の共同宣言の例】(申請様式 B)

SAFE TABLE STATEMENT

国産チキンの安全・健やか宣言【記載例（フォーム B）】

宣言日（更新日）	2025 年●月●日（2026 年▲月▲日）
事業者名	株式会社●●チキン◇◇事業所
所在地	●●県
飼養羽数	約 XXXXXXXX 羽／年間（●農場合計）
処理数	約 XXXXXXXX 羽／年間

理 念

私たちは、以下 3 点を目指して、歩み続けます。

- 1) お客様を笑顔にする美味しい鶏肉の提供
- 2) ニワトリの健康に配慮した飼育の徹底
- 3) 地域の皆様に愛される環境づくり

鶏肉の生産を通じて、お客様に美味しさと安心を届けながら、環境保全や地域活性化にも貢献していきます。

衛生管理の取組の方針（生産農場）

私たちは、健康で安全な鶏肉を生産するための飼養管理として、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、特に以下の項目について取り組みます。

○ 出荷時の衛生対策

- ✓ 出荷前のカンピロバクターの保菌状況の確認

農林水産省の生産衛生管理ハンドブックを参考に、出荷の 3 日前に、ハンディリアルタイム PCR 装置（PicoGene）を用いて鶏群のカンピロバクター検査を実施し、保菌状況を把握しています。保菌状況は出荷先の食鳥処理場に情報提供するとともに、水洗や消毒の回数を増やすなど、オールアウト後の洗浄・消毒方法の調整に活用します。また、検査結果は記録としても残し、次に導入する鶏の衛生管理に活用します。

- ✓ 出荷・捕鳥業者の動線管理の徹底

出荷・捕鳥作業を介して食中毒菌や微生物などが鶏舎に持ち込まれることや、作業鶏舎から農場内へ拡散することを防ぐため、作業動線を事前に作業員へ伝えることで徹底しています。また、出荷カゴなど使用する資材は農場に持ち込む前と、鶏舎に持ち込む前の 2 回消毒を行っています。

- ✓ 出荷・捕鳥業者による交差汚染防止対策の徹底

交差汚染を防止するため、…。

SAFE TABLE STATEMENT



衛生管理の取組の方針（食鳥処理場）

私たちは、安全な鶏肉を製造するため、生産農場と連携して、特に以下の項目について取り組んでいます。

○ 生産農場と連携した衛生管理の取組

- ・生産農場における鶏群のカンピロバクター保菌状況を、農場と連携して把握。
- ・保菌状況に応じて1日の処理順を調整。陰性鶏群から処理を実施。
- ・陽性鶏群については、最終製品のカンピロバクター菌量のモニタリングを実施。
- ・陽性鶏群の処理後は、マイクロMIX法を用いた徹底したラインの洗浄消毒を実施。
- ・処理鶏群の食鳥処理結果を生産農場に還元の上、生産農場と定期ミーティングを開催し、飼養衛生管理の改善を図っています。

こだわりの取組

私たちは、ひなから鶏肉になるまで徹底した管理を行い、自社で生産した製品のトレーサビリティを確立しています。

宣言参加メンバー

【農場】

〇〇農場、××農場、△△農場

【食鳥処理場】

株式会社●●チキン◇◇事業所

SAFE TABLE STATEMENT

～国産チキンの安全・健やか宣言～

ガイドライン

令和7年8月1日 発行

編集・発行：SAFE TABLE STATEMENT 事務局
